

規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表に次のように加える。

全焦点三次元形状測定機	一、六二〇円
電磁式・渦電流式膜厚計	一三〇円
振動試験機	二、二三〇円
蛍光X線微小部分分析計	二六〇円
備考	
振動試験機の利用について附属の恒温恒湿槽を併せて利用する場合は、一時間当たり八四〇円を加算する。	

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。